

本融資に関する具体的リスク、注意事項等

AT社に対する本件融資債権には、匿名組合出資持分契約締結前交付書面に記載されたものの他に次に掲げるリスクや注意事項があります。

1. 関連会社貸付に関するリスク

- ・ 本件融資は、AT社が関連会社①に対して行った貸付について関連会社①が弁済した資金を原資に返済することを予定しております。そのため、関連会社①からの弁済が遅れた場合、利息の一部または全部の支払いや元本の一部または全部の返済が遅延するおそれがあります。

2. 太陽光発電所による回収に関するリスク

- ・ 本件融資に係る担保として、複数の太陽光発電所にかかる土地地上権への抵当権、その他保全として経産省IDおよび系統連系にかかる権利の譲渡予約が設定されており、本件債権を担保実行により回収することとなった場合、当該太陽光発電所またはその権利関係の売却等を行うこととなります。太陽光発電所の開発予定地の一部に林地開発許可が必要な土地を含むところ、林地開発許可の遅れなどプロジェクトの進行に遅延を生じさせる事情が生じた場合、太陽光発電所またはその権利関係の売却に時間を要する懸念があります。その場合、利息の一部または全部の支払いや元本の一部または全部の返済が遅延するおそれがあります。

以上